

発話行為理論の教え方について*

On the Teaching of Speech Act Theory

内田 恵
Megumi UCHIDA

(平成14年10月7日受理)

0. はじめに

生成文法理論はその誕生からミニマリストプログラムを中心とした最近の研究まで、言語運用面への開発は困難をきわめている。運用面は認知言語学の世界と関係が深く、またいわゆる Chomsky 理論とある意味で棲み分けを想定している。本稿では運用面の研究の基礎となる「発話行為理論」について、この理論を大学生向けにいかにわかりやすく紹介するかという試みをおこなう。

発話行為研究の理解には(1)に示すような項目が必須であり、これらを系統立てて考えてゆくことにする。

- (1) a. 発話と遂行の関係
- b. 遂行文の特徴と分析の方法
- c. 発話行為、発語行為、発語内行為、発語媒介行為とはそれぞれ何をさすのか
- d. 適切性条件とはどういう条件を言うのか
- e. 会話の公理と含意との関係
- f. 直接発話行為と間接発話行為の指すものは何か
- g. 先行研究の相互関連性

1. 発話と遂行

「発話 (speech)」ということばを耳にした時に、われわれは2つの事柄を頭に描く。1つは「何かを言う」という純粋な伝達であり、もう1つは伝達に伴う何らかの行動まで含める場合である。後者の場合は、「いかに言ったことが行われるか」という「行為の遂行」と呼ぶべき観念が「伝達」と言う観念と同様、あるいはそれ以上に重要視される。このように、発話とそれに伴う行為をまとめて「発話行為 (speech act)」と呼ぶ。発話行為は、聞き手が、話し手が意図する行為を発話からいかに読みとるかということに関わっている。日本語の例で考えてみよう。

- (2) 今日は4月のわりに寒いね。

通例 (2) の字面の意味だけでは、その場の状況の描写にすぎず「伝達」という機能しか見えてこない。しかし例えば寒い部屋に入ってきて、ストーブがあるにもかかわらず点火されていない状況を仮定してみよう。さらに (2) を発した話し手より年下の人間がその部屋にいたとすれば、「ストーブをつけて欲しい」ということの要請をしているとも推測できる。この場合、(2) は「発話行為」をになう構文とみなされる。

(2) のように、一定の状況設定によって初めて発話行為文であることが明らかになる文とは異なり、話し手がその構文を発話すると同時に、ある行為が遂行されることが保証されるような場合がある。

(3) 私はあなたの手伝いをすることを約束するよ。

この文は、相手に約束をするということと同時に、手伝うという行為を保証している。このことは、(2) の例のように、状況に依存しているのではなく、「約束する」という動詞が重要な役割を果たしている。この種の動詞を含む文を「遂行文 (performative sentence)」と言い、中心となる動詞を「遂行動詞 (performative verb)」と呼ぶ。

2. 遂行動詞と遂行分析

英語で遂行動詞と呼ばれるものには、次のようなものがある。

- (4) a. announce, claim, explain, insist, state, etc. (陳述表示型)
 b. advice, ask, command, permit, request,, etc. (行為指導型)
 c. embrace, guarantee, offer, promise, swear, etc.(行為拘束型)
 d. apologize, complement, thank,, welcome, etc.(態度表明型)
 e. bless, communicate, declare, resign, etc.(宣告命名型)

(5a - e) は (4a - e) に対する具体例である。

- (5) a. I state that it is snowing.
 b. I command you stand at the bus stop.
 c. I promise to help you tomorrow.
 d. I apologize for my judgement.
 e. I declare that the ceremony is postponed.

主動詞の遂行動詞は、後に従える命題内容に関係する一定の行為を支配する。(4a) の陳述表示型動詞は、「命題内容を正確に述べる」という行為をになう。(4b) の行為指導型動詞は、「命題内容をつつがなく行うことをうながす」という行為を果たす。(4c) の行為拘束型動詞は、「命題内容に対してその遂行の義務を負う」という意志表示をする。(4d) の態度表明型動詞は、「命題内容に対して話し手の意図を明らかにしようと試みる」行為をする。(4e) の宣告命名型動詞は、「命題内容をコンパクトにまとめる」行為をする。(5a) から (5e) がそれぞれに対応する具体例であり、命題についてその行為の遂行を主節の遂行動詞が保証している。すなわち、遂行動詞は発話行為を明示的に表す役割を果たしている。

これらの遂行動詞が遂行文として用いられる時には、次のような統語的制約に従う。

- (6) a. 主語が一人称である。間接目的語をとる場合は、原則として二人称である。
- b. 現在時制の平叙文である。
- c. 動詞が遂行動詞である。

(7a) では (6) の条件はすでに守られていて、遂行文と解釈される。これらの条件に一つでも違反すると、(7b) から (7d) のように、遂行文とはならず単なる事実記載文になってしまう。

- (7) a. I promise to study mathematics hard.
- b. *Tom* promises to study mathematics hard.
- c. I *promised* to study mathematics hard.
- d. *Tom promised* to study mathematics hard.

(7b) では、主語が三人称であり、(7c) では過去時制が用いられており、(7d) では (6a,b) 両方の条件に違反しているので遂行文ではない。

Ross (1970) は「遂行文と非遂行文の基底構造は同一である」という仮定にたち遂行分析 (performative analysis) を提案した。それによれば、すべての構文は (8) のような基底構造を持つものと分析している。

- (8) [I + Present + TELL/ORDER/ASK + you] + S

主語は1人称で、時制は現在であり、TELLは平叙文、ORDERは命令文、ASKは疑問文の遂行動詞を表すものとし、平叙文、命令文、疑問文はすべてこれらを主節として、その補部 (S) に埋め込まれたものであると仮定する。[] の部分は遂行文の場合には明示的に示されるが、非遂行的な文では表面には表れない。この分析を支持する証拠を見よう。

- (9) That article was written by Bill and myself/*himself/*themselves.

(9) では himself と themselves は先行詞をもたず非文となっているのに対して、先行詞が存在しないのに myself は適格である。遂行分析では、(9) の基底構造は (10) である。

- (10) I TELL you [that article was written by Bill and myself/*himself/*themselves.]

この構造では、myself の先行詞として主語 I が存在するので、(9) の適格性が説明できる。第二の証拠として (11) を見よう。

- (11) People like *herself/yourself are rare.
- (12) I TELL you [People like *herself/yourself are rare]

この例でも、先行詞が存在しないにもかかわらず yourself の場合が適格文となっている。基底構造に (12) のような [I TELL you] という主節を仮定する遂行分析では you が先行詞となり、自然な説明が与えられる。

第三に、副詞の生起についても興味深い現象がある。

- (13) a. The student criticized this paper *frankly*.
 b. *Frankly*, that museum is wonderful.

frankly は (13a) のように伝達動詞 criticize を含む文に生起するが、(13b) のようにそれ以外の動詞を含む文にも文修飾語として用いられる。しかし (13b) では frankly が直接修飾できる伝達動詞が見あたらない。ところが (13b) の基底構造に [I TELL you] という遂行節を仮定すると frankly はその中の伝達動詞 TELL を修飾し、(13a) と同じように修飾関係を説明できる。

3. 発話行為の下位分類

遂行動詞を含む構文は典型的な発話行為文であるが、実際の発話行為はすべてを遂行文に依存しているのではない。明示的に発話行為を表す遂行文は発話行為文の一部であるにすぎない。Austin (1962) は意味機能論の立場からあらゆる発話行為を、(14) のように下位分類している。

- (14) a. 発話行為 (locutionary act)
 b. 発語内行為 (illocutionary act)
 c. 発語媒介行為 (perlocutionary act)

これら、3つの行為の間には次のような関連性が見られる。3種類の行為の関係を図示すれば、概略 (15) のようになる。

- (15) 発話行為 + 発語内行為 → 発語媒介行為

このように、発語媒介行為は発話行為や発語内行為の総和の上に成立するものである。したがって、発話行為の3つの下位分類はそれぞれが並列的に存在するのではない。このことをふまえて、それぞれの行為について見てみよう。

まず発話行為 (locutionary act) とは、「ことばを発する行為」そのものを指す。したがって発話行為とは「発話そのもの」を指すと言うことができる。

次に発語内行為 (illocutionary act) について考えてみよう。この行為は、「発話行為の背後にある意図や心的態度」のことをいう。発話行為によって口にされた発話には、表面的意味のほかに言外の意味が潜んでいることが多い。それらは通例「命令」、「論述」、「依頼」、「質問」、「許可」、「申し出」、「約束」、「感謝」などである。これらは「発語内の力」とも呼ばれる。発語内の力は、平叙文以外の統語形式で表現されることがある。例えば「命令」という発話の力は、命令文でも表現できるし、「依頼」には命令文と疑問文が使われる。すなわち、平叙文、命令文、疑問文、感嘆文の4つの統語形式は、発話の力のタイプと一対一の対応関係をなさず、複数の発話の力と対応することになる。

さらに、発語内行為文は、明示的なものと含意的 (非明示的) なものに二分される。明示的なもの

とは、遂行動詞をもつ遂行文であり、含意的なものとは遂行文以外の、行為と関係する言外の意味を保有する構文のことである。

(16) I promise to study English harder.

(17) I will study English harder.

(16) は遂行動詞promiseが含まれている明示的な発語内行為文であるのに対して、(17) は非明示的な例であり、相手がどのようにこの発話を聞くかによって、遂行行為が行われるかどうか左右される。すなわちstudy English harderという行為の遂行を、助動詞willによってどの程度まで保証するか依存している。

また、明示的な発語内行為文(遂行文)は、副詞hereby(「これによって」の意)と共起することができるという特性がある。(18a)と(19a)は(6)で見た遂行文の制約を守り、herebyと共起できる。これに対して(18b)と(19b)はherebyと共起できないので遂行文ではない。

(18) a. (hereby) order you to go.

b. (*Hereby) Go.

(19) a. I (hereby) tell you that the number of children is decreasing.

b. The number of children is (*hereby) decreasing.

(18)は命令を、また(19)は陳述を表して、それぞれの(a)と(b)の意味がほぼ同義である。このように、(a)に示す明示的な発語内行為文(遂行文)とbの含意的発語内行為文は同じ意味を表すことがあり、話し手が、話し手の含意するところを聞き手が的確に推論してくれるかについてどの程度まで確信するかにより、どちらの構文を使用するかが決定する。

最後に、発語媒介行為(perlocutionary act)とは、発話を行うことによって、相手の感情、行動、考え方に影響を与える効果をもつ行為を言い、「表現行為」とも呼ばれる。「怖じ気付かせる」、「印象づける」、「鼓舞する」、「当惑させる」、「だます」、「皮肉る」などが典型的なものであり、(15)に示したように発語行為と発語内行為の総和として出てくる。Austin(1962)は「xと言いつつ、yという行為を行っていた」場合は発語内行為であり、「xと言うことによって、yという行為を行っていた」というのが発語媒介行為であると説明している。言い換えれば、発語内行為は行為の結果に言及するのではなく、行為の遂行を予想しかつ保証しているのに対して、発語媒介行為は行動そのものに重点が置かれていることになる。発語内行為と発語媒介行為の相違を示す具体例を見ておこう。

(20) Jim is a genius.

Jimが他人には真似のできないような離れ業をやったときに、(20)が発せられたとする。まず「論述」という発語内行為が行われたことになる。聞き手の側に立ってみると、(20)を聞いて「納得して信ずる」という行為が新たに加わるであろう。これが発語媒介行為にあたる。しかしJimが誰もから笑われるようなミスばかり平気でする人間だと仮定して、その通りのことをしてしまった時に(20)が発せられたらどうであろう。この場合は「論述」という発語内行為は変わらないが、「皮肉」という発語媒介行為が成立する。このように、発語媒介行為では発語内行為が遂行されたあと、文脈か

らどのように聞き手がその中身を心的に処理するかということが重要視される。

4. 適切性条件

次に発話行為を表す構文の特徴を真理値の観点から分析してみよう。

(21) I go to school by bicycle.

(22) I name my daughter Hiroko.

(21) は事実を述べているので、内容が真か偽かについては、客観的な証拠に基づいて（例えば、車でなく自転車で通うことは調べれば事実かどうか明白であるように）判断することができる。他方、(22) の発話行為文に対して、真とか偽とか言うことはできない。一般的に発話行為文は真偽を決定することはできないが、それが適切であるかどうかを判断することはできる。Austin (1962) は、発話行為文には真偽条件が存在せず、それに代わって「適切性条件 (felicity condition)」が存在すると主張している。Searle (1969) は適切性条件を次のようにまとめている。

(23) a. 命題内容条件（発話の中での命題内容が満たすべき条件）

命題内容Pは話し手Sによる未来の行為Aに関するものである。

b. 予備条件（発話の場面設定にかかわる諸条件）

聞き手Hは話し手SがAを行うことを望んでおり、またSはそれができると信じている。

c. 誠実性条件（話し手の意図に関わる条件）

話し手SはAを行う意図がある。

d. 本質条件（特定の発語内行為の遂行行為にかかわる条件）

話し手SはAを行う義務がある。

(23) を具体的に「約束」という行為に当てはめてみよう。

(24) I promise you to send a dictionary.

私（話し手S）は、未来の行為Aにあたる「辞書を送る」ことについて、命題Pという形で、聞き手Hに述べる（命題内容条件）。「私（I）」が「あなた（you [聞き手H])」に辞書を送ることが有益であろうと、話し手は信じている（予備条件）。私は本気で辞書を送ることを約束している（誠実性条件）。(24) の文を発することで、「私があなたに辞書を送る」という行為を遂行する義務が生じる（本質条件）。Searle (1969) に従えば、このような過程を経て遂行行為は成立する。しかし (23) の条件すべてが整わなければ発話行為は成立しないかという、そうでもない。(23c) の誠実性条件は完全に充足されなくても発話行為そのものは成立するが、不誠実なだけである。それに対して、(23) に示されている残りの条件は、充足されなければ発話行為そのものが成立しないという状況となる。(23) は意味論的な条件と語用論的な条件が混在した条件であると言える。

5. 協調の原則

今まで見てきた発話行為についての提案および分析は談話の中の一つの文を対象としたものである。これに対して、実際のコミュニケーションは、話し手と聞き手の両者の間の会話 (conversation) である。Grice (1975) は、会話がある種の協同行為と捉えて、「自分の話すことが、その会話の参加者が当然のこととして認めている目的・方向から外れないように協力しなさい」という「協調の原則 (co-operative principle)」を提案した。すなわち、日常の会話は、話し手と聞き手の間に協力関係があってこそ成立しているという主張である。そして、そのような協力関係を確立する上で必要な条件として、「会話の公理 (conversational maxim)」と呼ぶ基準を設定した。

- (25) a. 量 (quantity) の公理：言いたいことを過不足なく話しなさい。
 b. 質 (quality) の公理：内容について自信のあることを話しなさい。
 c. 関係 (relation) の公理：状況に即して要点を話しなさい。
 d. 方法 (manner) の公理：明確に話し、あいまいな言い方は避けなさい。

(25) をもう少し具体的に言い換えてみよう。(25a) は「会話には適切な情報量が必要であり、情報不足も困るが情報過多も困る」ということを意味する。(25b) は「嘘であるように思われることや、妥当性を欠くことは言うてはいけない。誠実に話をしてくれるものであるという相手の期待感をうらぎってはいけない。」ということである。また、(25c) は「会話の中に関係のないようなことばかり含めると、混乱のもとになりかねない」ということを示している。さらに、(25d) は「表現の不明瞭さを回避して、順序立てて会話を進めなさい。敬語など相手を意識したことば使いをしなさい。音調なども考慮する必要がある。」ということを行っている。

「会話とはその参加者たちが情報伝達のために協力し合う協同行為の一つである」という Grice (1975) の考えを、実際の日常における会話の例で考えてみよう。

- (26) A : Where is my hat?
 B : It's on the table.

Aの質問に対して、Bは「明解 (25d)」に「正しいこと (25b)」を「適切な分量 (25a)」で「的確 (25c)」に答えている。4つの公理には重複気味のところがいくつかあると思われるが、この公理を遵守して会話が行われれば、安定的な情報伝達ができる。

しかしメタファー (隠喩) や皮肉のように、会話の公理を無視して、協調の原則を守らないようにみえる例がある。

- (27) a. His father was a big stone.
 b. That company was a stepping stone for him.

(27a) を文字どおり解釈すれば、彼の父親は石になってしまう。したがって (25) の質の公理、関係の公理、方法の公理に違反しているようにみえるが、使われる文脈により「彼の父親は偉大であった」とも「彼の父親は彼にとって大きな重荷であった」とも解釈することができる。表面的には会話の公理を破っているようにみえるが、話し手は好んで違反しているわけではなく、的確に情報伝達ができ

るように努めている。すなわち、この場合には、「言外の意味」に会話の公理が適用されると考えれば、違反行為は存在しない。さらに (27b) は会社が踏み石という物理的な石であると解釈する人はまずいないであろう。stepping という修飾語が付いているので、stone の意味は比喩的に「立場、場所」の意味で使用されていることは、文脈にかかわらず常識的に理解される。(27a) に比べて、言外の意味の解釈に一般性が見られる。

6. 会話の含意

メタファーや皮肉にまで協調の原則が働くのは、常に話し手と聞き手の間に「含意」と呼ばれる暗黙の了解事項が介在すると考えられるからである。これを「会話の含意 (conversational implicature)」と呼ぶ。Grice (1975) によれば、話し手と聞き手の間に、(28) のような条件が整うと含意が成立する。

- (28) a. 協調の原則を守っていること。
 b. 話し手がPを言ったという事実と (28a) の仮定とを両立させるために、話し手の意識の中には含意する内容Qが存在する。
 c. 話し手は、(28b) の仮定を必要とするということを、聞き手が推論していると予測する。

協調の原則がすべて守られて日常の会話が行われれば、相手の言ったことへの誤解や解釈ミスなどは生じてこない、いわば無菌状態の透明な言語活動が営まれる。しかし現実にはそのようなことはありえるはずがない。会話の含意は協調の原則を前提にはしているが、大きく逸脱しない範囲での違反はいくらでも起こりうる。なぜならば「含意」とはあくまでも話し手の側の思い込みであり、聞き手はその行為をいつでも話し手の期待どおりに理解するとは限らないからである。例えば、Aが冷凍庫にしまってあったアイスクリームを食べようとしたら、見当たらないという状況を想定してみよう。

- (29) A : What on earth has happened to the icecream?
 B : Father is looking very happy.

Aの発話があるからこそ、Bの発話には「父親がアイスクリームを食べってしまったのだろう」という言外の意味が読み取れる。したがって「関係の公理 (25c)」に一見違反しているように見えるが、あなたが逸脱している発話とは言えない。Grice (1975) は (29) のように、一定の状況を設定する場合にのみ成立する含意を「特殊化された含意 (particularized implicatures)」と呼んでいる。

これに対して (30) には「一般化された会話の含意 (generalized implicatures)」が常に存在する。

- (30) a. He entered a building.
 b. He entered the building.

不定冠詞が使われている (30a) では、「その建物を彼が熟知していることはない。」という含意があり、他方 (30b) のように定冠詞 the が使われると「建物を知っている。」という可能性を含意する。これらは一般的にどのような状況でも成立する含意である。

このように話し手は、発話に含意した内容を聞き手がどの程度正しく推測してくれるかを、状況や相手との親密度などで無意識のうちに決定していることがわかる。

7. 間接発話行為

話し手がある構文を発話するときに含意した内容を、聞き手がその期待どおりに推論する場合、円滑な会話が遂行される。その際、遂行動詞を含んでいる場合は比較的容易に推論が行われるが、そうでない場合は、会話の状況を判断しながら多面的な推論が行われる。前者を「直接発話行為 (direct speech act)」と呼び、後者を「間接発話行為 (indirect speech act)」と呼ぶ。間接発話行為では、法助動詞や文副詞が使用されることが多い。

間接発話行為は、さらに慣用的なものとは非慣用的なものに二分される。慣用的な間接発話行為とは(31)のような構文を言う。

- (31) a. Could you open the door?
b. Why don't you open the door?

(31) は疑問文であるが、純粋な「質問」をしている文ではなく、I request that you open the door. という「要請」を意図して発話される。このように、統語的形式 (質問) と意味 (要請) がずれてしまっているのが間接発話行為文の特徴の1つである。また平叙文であっても間接発話行為を表すこともある。

- (32) a. I hope you will open the door.
b. The door should be open.

(32) は平叙文であるが、聞き手は「ドアを開けてほしい」という「要請」を容易に推論することができる。

間接発話行為文とみなされるか、単なる事実記載文とみなされるかは、状況によって文脈に依存している。

- (33) A : Let's go to the park to play baseball.
B : I have a headache .

(33) のBの発話は、聞き手はI can't/won't go to the parkという内容であると推論できるが、Bがこれとは別の状況で発話されれば、この推論は成立しないかもしれない。このように、状況が異なるとその発話行為も異なってくるものを「非慣用的な間接発話行為」と呼ぶことがある。

8. まとめ

本稿では発話行為についての特徴を述べてきた。発話行為を最も顕著に表している「遂行文」は遂行動詞を含む文のことを言うのが一般的であるが、遂行動詞を含まなくても遂行行為は行われる。また、遂行分析には平叙文、疑問文、命令文の基底構造はすべて遂行動詞を含むものに一本化できるという特徴がある。

さらに、「発話行為」とは「発語行為」、「発語内行為」、「発語媒介行為」の総称であるが、その中心は発語内行為である。この行為文はどのような場合でも行為を遂行することを保証している。

AustinやSearleが発話行為文に内在する特性を研究対象にしたのに対して、Griceは、話し手と聞き手の協同行為として遂行される発話あるいは会話全体を分析した。協同行為の必要条件として「会話の公理」を提案し、理想的な会話はこれら公理を遵守していると主張している。

しかしながら、実際の会話では「会話の公理」に違反してもかまわない場合がいくらでもある。会話に含意されたことを相手が推測可能であれば、公理違反はかまわないことになる。

発話行為理論は、談話の状況設定が変化することにより、同一構文の含意も一定ではない。それゆえ研究方法としては、しめつけのきつい「規則」よりもゆるやかな「原則」に依存していかざるを得ない。

*貴重なコメントをいただいた東北大学の中村捷教授、金子義明教授に御礼申し上げます。なお、本稿の一部は『英語の主要構文』中村捷・金子義明編（研究社）に収められている。

参考文献（簡単な紹介も含む）

- Austin, J.L. (1962) *How to do things with words*, Oxford University Press, London.
 坂本百大訳 (1978) 『言語と行為』大修館書店, 東京。
 発話行為の解説や適切性条件の提示などこの理論の土台となった著書。
- Grice, H. Paul (1975) "Logic and Conversation," *Syntax and Semantics 3*, eds. by Cole Peter and J.L. Morgan, 41 - 58, Academic Press, New York.
 「会話の公理」の提示と文が内在する「含意」について分析した論文。
- Grundy, Peter (1995) *Doing Pragmatics*, Edward Arnold, London.
 語用論の入門書。発話行為、ポライトネス、関連性理論まで幅広く扱っている。
- Ross, J.Robert (1970) "On Declarative Sentences," *Reading in English Transformational Grammar*, eds. by Jacobs, R. A. and P. S. Rosenbaum, 222 - 72, Blaisdell, Waltham, Mass.
- Searle, John, R. (1969) *Speech Act: An Essay in The Philosophy of Language*, Cambridge University Press, London. 坂本百大・土屋俊訳 (1986) 『言語行為』頸草書房, 東京。Austin (1962) の議論を発展させて、形式を整備した形で「適切性条件」を提案している。
- Thomas, Jenny (1995) *Meaning in Interaction: An Introduction to Pragmatics*, Longman, London. 浅羽亮一他訳 (1998) 『語用論入門』研究社出版, 東京。
 Grice (1975) の「会話の公理」における違反現象や問題点の指摘、Searle (1969) の問題点などを論じている。比較的平易な書き方となっている。
- Yamanashi, Masaaki (1986) 『発話行為』新英文法選書 第12巻 大修館書店, 東京。